

岐阜市通所型サービスCに係る運動器機能向上事業及び認知症予防事業の実施並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成28年7月15日決裁

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 運動器機能向上事業及び認知症予防事業の実施（第3条—第7条）

第3章 指定運動器機能向上事業及び指定認知症予防事業の基準

第1節 基本方針（第8条）

第2節 人員に関する基準（第9条・第10条）

第3節 設備に関する基準（第11条）

第4節 運営に関する基準（第12条—第32条）

第4章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月25日決裁。以下「総合事業実施要綱」という。）別表第1に規定する通所型サービスCに係る運動器機能向上事業及び認知症予防事業（以下「事業等」と総称する。）の実施に関し必要な事項を定めるとともに、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、事業等の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定運動器機能向上事業サービス 第1号通所事業のうち、運動習慣を身に付けることによる日常生活の維持又は改善を目的とした運動器機能の向上に係る運動及び知識の習得を支援する事業により実施するサービスであって、市長から介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項の規定により指定を受けて実施するものをいう。
- (2) 指定認知症予防事業サービス 第1号通所事業のうち、生活習慣の見直しによる認知機能の維持又は改善を目的とした生活機能の向上のためのプログラム又は認知症に係る知識の習得の支援を行う事業により実施するサービスであって、市長から法第115条の45の3第1項の規定により指定を受けて実施するものをいう。
- (3) 事前のアセスメント 事業等を利用する者（以下「利用者」という。）が抱える課題を把握し、生活における具体的な目標を設定するために行う利用者に関する情報の収集、整理及び分析による課題の把握並びに目標の検討をいう。

- (4) 事後のアセスメント 利用者の事業等に対する参加状況、事前アセスメントで設定した目標の達成度、心身の機能その他の利用者の状況を把握し、事業等の実施に対する評価を行うことをいう。
  - (5) 利用料 第1号事業支給費の支給の対象となる事業の費用に係る対価をいう。
  - (6) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり指定事業者（事業等を行う者に限る。以下同じ。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定運動器機能向上事業サービス又は指定認知症予防事業サービス（以下「指定事業等サービス」と総称する。）をいう。
  - (7) 基本チェックリスト 地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙に定める地域支援事業実施要綱（以下「国要綱」という。）別添3基本チェックリストをいう。
  - (8) 判定基準 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）別表第2に定める基準をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語は、法及び省令並びに介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び国要綱において使用する用語の例による。

## 第2章 運動器機能向上事業及び認知症予防事業の実施

（指定事業者）

第3条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 岐阜市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年3月25日決裁）第2条第1項第4号に規定する指定通所介護相当サービス事業者
- (2) 岐阜市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年岐阜市条例第31号）による改正前の岐阜市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者
- (3) 岐阜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岐阜市条例第79号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第7条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者
- (4) 岐阜市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年

岐阜市条例第78号) 第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者

(5) 介護老人保健施設の開設者

2 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った指定事業等サービスの提供に努めなければならない。

3 指定事業者は、事業等を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、介護予防サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(3) 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(対象者)

第5条 事業等の対象者は、次の各号に掲げる事業等の区分に応じ、当該各号に定める居宅要支援被保険者等とする。

(1) 運動器機能向上事業 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 判定基準の②に該当する者

イ 判定基準の①に該当する者

(2) 認知症予防事業 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 判定基準の⑥に該当する者

イ 判定基準の①に該当する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業等の対象者から除外する。

(1) 総合事業実施要綱別表第1に規定する通所介護相当サービス事業又は基準緩和型デイサービス事業を利用する者

(2) 予防給付（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売に係る予防給付並びに介護予防住宅改修費を除く。）を受給している者

(事業等の実施期間等)

第6条 事業等を実施する期間、回数及び時間（以下「期間等」という。）は、別表に定めるところによる。ただし、市長が必要と認めるときは、期間等を変更することができる。

(事業等の実施手順)

第7条 事業等は、次の各号に掲げる事業等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行われなければならない。

(1) 運動器機能向上事業 次に掲げる手順

- ア 開始日に、事前のアセスメントを実施し、利用者に係る介護予防プランを作成する。
- イ 介護予防プランに基づきストレッチ、有酸素運動その他の運動及び運動器機能向上のための学習を実施する。
- ウ 終了時に、事後のアセスメントを実施する。

(2) 認知症予防事業 次に掲げる手順

- ア 事前のアセスメント及び認知機能の検査の実施により認知機能を評価し、利用者に係る介護予防プランを作成する。
- イ 介護予防プランに基づき、課題に応じた次の(ア)又は(イ)のいずれかの支援を実施する。
  - (ア) 認知機能の低下を予防する支援に特化した園芸、料理、パソコン、旅行プログラム、ウォーキング、水泳、食生活改善プログラムその他市長が必要と認める支援
  - (イ) 認知機能の低下を予防する訓練に特化した日常生活動作訓練、認知機能訓練、記憶訓練、計算訓練、有酸素運動、体操その他市長が必要と認める支援
- ウ アで実施した認知機能の検査と同様の検査の実施による認知機能の評価を踏まえた事後のアセスメントを実施する。

2 前項に規定するもののほか、事業等の具体的な手順については、市長の指示に従って実施しなければならない。

### 第3章 指定運動器機能向上事業及び指定認知症予防事業の基準

#### 第1節 基本方針

第8条 指定運動器機能向上事業（指定事業者が行う運動器機能向上事業をいう。以下同じ。）及び指定認知症予防事業（指定事業者が行う認知症予防事業をいう。以下同じ。）（以下「指定事業等」と総称する。）は、通所の方法により、原則3か月間、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じた指定事業等サービスを実施することによって、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施しなければならない。

2 指定事業等は、利用者に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じた指定事業等サービスを提供するとともに、セルフケア（自分で自己の健康管理を行うことをいう。）に向けた動機付け及び学習を行うことによって、利用者が地域活動の中で継続的な機能維持を推進していくことを目指して行わなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

第9条 指定運動器機能向上事業は、次の各号のいずれかに該当する者1人以上で指定事業等サービスを実施しなければならない。

- (1) 医師
- (2) 保健師

- (3) 看護師又は准看護師
  - (4) 理学療法士
  - (5) 作業療法士
  - (6) 柔道整復師
  - (7) あん摩マッサージ指圧師
  - (8) 健康運動指導士として公益財団法人健康・体力づくり事業財団から登録を受けた者
  - (9) 経験のある介護職員として市長が認めた者
  - (10) 前各号に掲げる者に相当する者として市長が認めた者
- 2 指定認知症予防事業は、次の各号のいずれかに該当する者が指定事業等サービス（第7条第1項第2号イに規定するサービスを除く。）を実施しなければならない。
- (1) 指定地域密着型介護予防サービス基準条例第13条第1項に規定する介護予防認知症対応型通所介護従業者
  - (2) 認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に基づき実施される認知症介護実践研修を修了している者
  - (3) 前2号に掲げる者に相当する者として市長が認めた者  
（管理者）

第10条 指定事業者は、指定事業等を実施する事業所（以下「指定事業所」という。）ごとに管理者を置かなければならない。

#### 第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等)

第11条 指定事業者は、指定事業等サービスを提供する場所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定事業等サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指定事業等サービスを提供する場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としなければならない。

#### 第4節 運営に関する基準 (利用者の定員)

第12条 事業等は、第3条第1項第1号から第4号までに掲げる指定事業者に係る事業所又は同項第5号に規定する介護老人保健施設の定員に余剰がある場合に、その余剰分を上限として実施するものとする。この場合において、総合事業実施要綱別表第1に規定する通所介護相当サービス事業に係る指定通所介護相当サービスを利用する者及び同表に規定する基準緩和型デイサービス事業に係る指定基準緩和型デイサービスを利用する者を当該定員に含めて算定するものとする。

2 指定事業者は、次の各号に掲げる指定事業等の区分に応じ、当該各号に定める利用定員を超えて指定事業等サービスの提供を行ってはならない。

(1) 指定運動器機能向上事業 おおむね15人

(2) 指定認知症予防事業 おおむね10人

(指定事業等サービスの提供)

第13条 同一の利用者に対する同一の指定事業等サービスの利用については、原則として1年度間に1回のみとする。

2 利用者は、運動器機能向上事業及び認知症予防事業を同月に利用することができない。

(指定事業等サービスの具体的な留意事項)

第14条 指定事業等サービスは、次に掲げる事項に留意して実施しなければならない。

(1) 法及び省令並びに総合事業実施要綱及びこの要綱を遵守すること。

(2) 指定事業等サービスの実施及び評価に当たっては、厚生労働省が作成した介護予防マニュアルその他学術的又は一定程度その効果が認められている文献、資料等を参考とすること。

(内容及び手続の説明及び同意)

第15条 指定事業者は、指定事業等サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、第23条に規定する運営規程の概要、指定事業等サービスの従業者（以下「指定事業等サービス従業者」という。）の勤務体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について同意を得なければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 指定事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議（地域包括支援センターの担当者等がケアプラン（基本チェックリストによって総合事業対象者であると判断された場合に、本人の希望、必要性、利用限度額、回数等に基づいて作成されるサービスの計画をいう。以下同じ。）の作成のために当該ケアプランの原案に位置付けた指定事業等サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第17条 指定事業者は、指定事業等サービスの提供に当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定事業者は、指定事業等サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供に努めなければならない。

(ケアプランに沿ったサービスの提供)

第18条 指定事業者は、ケアプランが作成されている場合は、当該ケアプランに沿った指定事業等サービスを提供しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定事業者は、指定事業等サービスを提供した際には、当該指定事業等サービスの提供日及び内容、当該指定事業等サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける総合事業実施要綱第5条第3号に規定する事業等の費用額（以下「サービス事業支給費」という。）の額その他必要な事項を、当該利用者のケアプラン又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定事業者は、指定事業等サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定事業等サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、総合事業実施要綱第5条第3号に規定する利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）の支払を受けるものとする。

2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定事業等サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービス事業支給費及び利用者負担額を合算した額の間、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定事業者は、認知症予防事業において、調理実習、園芸等の実施に要した材料費及び調理費の相当分の費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の額について、利用者から支払を受けることができる。

5 指定事業者は、前2項の費用の額に係る指定事業等サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定事業等サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(領収書の交付)

第21条 指定事業者は、指定事業等サービスの提供に関して、利用者から利用料等の支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収書を交付しなければならない。

2 指定事業者は、前項の領収書に、支払を受ける額に係る前条第1項から第4項までの区分を記載するとともに、同条第4項の規定により支払を受ける額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

(緊急時等の対応)

第22条 指定事業者は、現に指定事業等サービスの提供を行っているときに、利用者の病状が急変した場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、利用者がサービスを利用する際の緊急事態に対応できる体制を確保するた

め、緊急時の対応フローを記載した安全管理マニュアルを整備するとともに、必要に応じて、当該安全管理マニュアルの改正を行わなければならない。

(運営規程)

第23条 指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる指定事業等の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業等の目的及び運営の方針
- (2) 指定事業等サービス従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定事業等サービスの利用定員
- (5) 指定事業等サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 事業等の実施地域
- (7) 指定事業等サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第24条 指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定事業者は、風水害、地震等に備えるため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定による岐阜市地域防災計画に基づき関係機関との連携及び協力に努めなければならない。

(衛生管理等)

第25条 指定事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定事業者は、指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第26条 指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定事業者は、当該指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなら

ない。

- 3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(利益供与の禁止)

第27条 指定事業者は、地域包括支援センター、その担当者等に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定事業者は、提供した指定事業等サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、提供した指定事業等サービスに係る利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定事業者は、市からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携)

第29条 指定事業者は、その指定事業等の運営に当たっては、提供した指定事業等サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定事業者は、利用者に対する指定事業等サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者に対する指定事業等サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定事業者は、指定事業等サービスの提供時における利用者の事故等に配慮し、損害賠償保険に加入しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければ

ならない。

2 指定事業者は、利用者に対する指定事業等サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第7条第1項第1号ア又は同項第2号アの規定により作成した利用者に係る介護予防プラン
- (2) 第19条第2項に規定する具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(改善状況等の報告)

第32条 指定事業者は、利用者に係る心身の状況の改善状況その他の指定事業等サービスの提供の成果について、市長が定める方法に従って市長に報告しなければならない。

#### 第4章 雑則

(その他)

第33条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

別表（第6条関係）

	運動器機能向上事業	認知症予防事業
期間	3か月	
回数	1週間につき1回（全12回）	
時間	1回につき2時間程度。その内訳は、次の各号に掲げる事業の内容に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 運動 1時間30分程度（休憩時間を含む。） (2) 学習、自己モニタリング等 30分程度	1回につき3時間程度